

戸田市商工会採用活動支援 事業助成金支給規程

令和6年11月7日

戸田市商工会理事会決裁

(目的)

第1条 この規程は、採用動画又は採用パンフレットを制作することにより、自社の魅力や職場環境を幅広く周知することで、採用活動をしやすい外部環境を作るため、戸田市商工会採用活動支援事業助成金(以下助成金という)の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、採用動画又は採用パンフレットとは、企業概要や業務内容、職場の雰囲気や具体的な仕事の風景、働く従業員の人柄などの情報を、視覚的に分かりやすく伝えることができる動画又はパンフレットとする。

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、市内に本社(個人事業主の場合は、主たる事業所)を有する事業主で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 1年以上戸田市商工会会員であり、会費の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給対象者とはしない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第6号に規定する暴力団の構成員である者
 - (3) その他商工会長が不相当と認める者

(補助対象経費等)

第4条 助成金の対象経費、補助率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費

市内に事業所を有する事業主へ外注した採用動画又は採用パンフレット(次のいずれにも該当しないものに限る)の制作に係る10万円以上の経費(税込)。

- (ア) 自社の商品又はサービスを販売又は提供する目的のもの
- (イ) 動画の時間が1分未満のもの
- (ウ) 支給対象者の従業員又は役員が出演していないもの
- (エ) 動画又はパンフレットの内容が法令の規定に抵触するもの又は公序良俗に反するもの
- (オ) その他商工会長が不相当と認めるもの

(2) 助成率 1/2

(3) 助成上限額 10万円

2 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 本事業の対象経費について、他の機関から助成金等を受けている場合は対象外とする。

(支給の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、助成事業に着手する1ヶ月前までに助成金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して商工会長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し等合計金額が分かる書類
- (3) その他商工会長が必要と認める書類

2 本助成金は、1会員につき1回のみ申請できるものとする。

(支給の決定)

第6条 商工会長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、その旨を助成金支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支給条件)

第7条 助成金の支給に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業に要する対象経費の配分又は助成事業の内容を変更又は中止する場合は、商工会長の承認を受けること。
- (2) 助成事業者の名称、所在地、代表者が変更した場合は、速やかに商工会長に報告すること。

(助成事業の変更等の承認申請)

第8条 助成事業者は、前条の規定により商工会長の承認を求める場合は、助成金変更(中止)支給申請書(様式第4号)を商工会長に提出しなければならない。ただし、申請額は支給決定額を上限とする。

2 商工会長は、前項の規定により助成金の支給の決定を変更又は取り消したときは、当該申請者に対し、その旨を助成金変更支給決定通知書(様式第5号)又は助成金取消決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 商工会長は、第7条に規定する支給条件に違反したとき、又は商工会長の指示に従わなかったときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 商工会長は、助成金の支給の決定を取り消し又は変更した場合において、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成金実績報告書(様式第7号)に次の各

号に掲げる書類を添付して、助成事業完了の日から 10 日以内又は2月末日のいずれか早い日（商工会長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない）までに商工会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第 8 号)
- (2) 領収書等支払いを証するものの写し
- (3) その他商工会長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第12条 商工会長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査したうえで、助成金額を確定し、助成金額確定通知書(様式第 9 号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支給時期)

第13条 助成金は、助成事業者が当該助成事業を完了した後において支給する。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成7年1月6日から施行する。